

「ベースアップ評価料」について

- ・看護職員など医療現場で働くスタッフの賃上げを実施するため、国の取り組みとして令和6年6月から「ベースアップ評価料」がスタートしましたが、当院では令和8年3月より算定しております。

初診時 6点 再診時 2点

- ・この「ベースアップ評価料」による診療費の上乗せ分は、医療現場で働くスタッフの賃上げに全て充てられます。
- ・産業全体で賃上げが進む中、医療従事者（医師を除く）の賃上げを行い人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取り組みです。

御理解いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。
理事長